

「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」の設置について

平成 29 年 3 月 9 日

規制改革推進会議決定

1. 趣旨

労働基準法違反への対応について、労働基準監督官の人手不足のため事業場に対する十分な監督が困難な状況にあるとの指摘がある中、労働基準監督業務における民間活用の拡大について、規制改革推進会議（以下「本会議」という。）での議論の前に専門的検討を行うため、本会議に「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

2. 構成員

タスクフォースは、以下の委員により構成する。

主査 八代 尚宏

委員 高橋 滋

委員 野坂 美穂

議長及び議長代理も構成員として参画する。

3. 本会議への報告

タスクフォースにおける検討状況については、適宜、本会議に報告することとする。

4. 運営

タスクフォースの運営は、ワーキング・グループの運営に準ずるものとする。

タスクフォースの資料及び議事録の取扱いについては、規制改革推進会議運営規則に準ずるものとする。

タスクフォースについて

平成 28 年 10 月 6 日
規制改革推進会議決定

1. タスクフォースの設置

本会議で取り上げる案件のうち、本会議での議論の前に専門的検討を行った方が望ましい課題について、必要に応じ、タスクフォースを置き、議長は委員の中から主査を指名する。

2. 構成

タスクフォースの構成員は、議長、議長代理、主査のほか、議長の指名する委員とする。

3. 議題

タスクフォースで取り上げる議題については、本会議で決定する。

4. 運営

タスクフォースの運営はWGの運営に準ずるものとし、会合の開催については、議長と主査が協議の上、進める。

規制改革推進会議運営規則

規制改革推進会議令（平成28年政令第303号）第8条の規定に基づき、規制改革推進会議運営規則を次のように定める。

平成28年9月12日制定
規制改革推進会議議長

（会議の招集）

第1条 会議は、議長が招集する。

（公表等）

第2条 会議終了後、議長又は議長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、議事内容を説明することとする。

2 議長は、会議終了後速やかに議事録を作成し、公表するものとする。

3 議長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。

4 議長は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、議事録を会議の決定を経て非公表とし、又は会議の資料を非公表とすることができる。

一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合

二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合

三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合

5 第1項から第3項までに規定する記者会見の内容、議事録及び資料については、内閣府ホームページに掲載することにより広く国民が入手可能となるよう配慮するものとする。

（意見の陳述等）

第3条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

（書面による議事）

第4条 議長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

（準用）

第5条 第1条から前条までの規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決める。

附 則

この規則は、平成28年9月12日から施行する。